



参考資料

1. 策定体制

(1) 貝塚市障害者施策推進協議会

貝塚市障害者施策推進協議会規則（平成11年9月29日 規則第27号）

（趣旨）

第1条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、貝塚市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他協議会について必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 協議会は、条例別表に定める担当事務について調査審議するものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員がその本来の職を失ったときは、前2項の規定にかかわらず、その職を失う。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席及び資料の提出）

第7条 会長は、協議会の調査審議に関して必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、又は関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において行う。

(一部改正〔平成12年規則6号・18年16号〕)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り、会長が定める。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第6号改正)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第16号改正)

この規則は、平成18年4月2日から施行する。

(2) 貝塚市障害者施策推進協議会委員名簿

区分	団体・機関名等	役職名	氏 名	備考
学識経験者	大阪府視覚障害者福祉協会	会長	井上 誠一	会長
関係団体代表	身体障害者貝塚市中心杖会	理事長	菅原 利夫	
	貝塚市障害児者父母の会	会長	藤原 千里	
	貝塚市視覚障害者協会	会長	岩崎 ツユ子	
	貝塚市手をつなぐ親の会	会長	田中 敏子	
	貝塚ろうあ福祉会	会長	中塚 邦雄	
	貝塚市仲よし親の会	会長	坂田 順子	
	貝塚市の精神保健福祉を考える会	事務局	中山 美佐恵	
	貝塚市民生委員・児童委員協議会	会長	多賀 信正	
	貝塚市社会福祉協議会	会長	上水流 義成	
	(社)貝塚市医師会	会長	田村 善貞	
	貝塚市歯科医師会	副会長	稲葉 久徳	
貝塚市薬剤師会	副会長	岡橋 秀臣		
障害者福祉事業従事者	泉州中障害者就業・生活支援センター	センター長	福本 幸二	
	貝塚市障害者生活支援センター	施設長	浅野 壽一	職務代理者
	こどもデイケアいずみ地域生活支援室	施設長	上村 芳雄	
	精神障害者地域生活支援センターみずま	施設長	東 利昭	
	貝塚市内障害児(者)施設連絡会	会長	松下 明弘	
	貝塚市内障害児(者)施設連絡会	代表	藤岡 啓二	
関係行政機関	貝塚市健康福祉部	部長	南 修作	

(敬称略、順不同)



2. 策定の経過

年	月日	策定経過
平成20年	1月～2月	計画策定のためのアンケート調査の実施 ・調査対象2,598件、有効回答数1,351件
	7月31日	平成20年度第1回障害者施策推進協議会 ・役員選出 ・現状と今後の取り組みについて（両計画の策定にあたって、アンケート調査の主な結果、今後のスケジュール）
	8月～9月	計画策定に向けた関係団体懇談会 ・市内障害者団体7団体
	8月～11月	貝塚市障害者福祉計画 進捗状況調査 ・庁内担当各課への進捗状況の照会とまとめ
平成21年	1月～2月	障害者自立支援法に基づくサービスへの移行に関する調査
	1月26日	平成20年度第2回障害者施策推進協議会 ・計画策定に向けての進捗状況について ・計画原案について ・今後の取り組みについて
	2月2日 ～27日	パブリックコメントの実施
	3月19日	平成20年度第3回障害者施策推進協議会 ・第2回協議会で調整となった案件について ・パブリックコメントの結果について ・その他
	3月	正副委員長との最終調整 法定協議に係る大阪府の意見書受理（大阪府より） 第2次貝塚市障害者計画・第2期貝塚市障害福祉計画策定

3. 用語の解説

用語	解説	頁
あ 行		
A L S (筋萎縮側索硬化症) (amyotrophic lateral sclerosis)	脳から脊髄まで信号を伝える上位運動ニューロンと、それを受けて脊髄から信号を発し筋肉を収縮させる下位運動ニューロンが、選択的かつ進行性に変性し消失していく原因不明の病気。筋萎縮と筋力低下が特徴的な病気で、初期には手足がやせたり力が入らなくなる。筋萎縮は徐々に全身に広がり、歩行困難になるほか、言語障害、嚥下障害、呼吸障害に及ぶ。	94、95
N P O (民間非営利団体) (non-profit organization)	ボランティア活動などに取り組む民間の営利を目的としない団体。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う。平成10年12月施行の特定非営利活動促進法(NPO法)によって、法人格が与えられた。	49、50 など
か 行		
学習障害 (LD=Learning Disability)	全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論するなどの特定の能力の習得と使用に、著しい困難を示す様々な障害を指す。	3、37 など
協 働	相互に特性を認め合い、それぞれの役割と責任を果たしながら、共通する社会的課題の解決や目的の実現に向けて、各種事業の実施、サービスの提供を行うなどの関係。	15、87
ケアマネジメント (care management)	社会的な援助を必要としている人が、地域で安心して自分らしい生活をおくれるよう、希望者の状況やニーズ等を把握・評価したうえで、地域のさまざまな社会資源と結びつけ、総合的・継続的なサービスの供給を確保する援助方法や、そのための手続きのこと。また、その担い手である専門職をケアマネジャーという。	61、90
権利擁護	障害のある人や入院患者をはじめ、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が代理・代弁することでその権利やニーズの獲得を行うこと。	39、44 など
交通バリアフリー法	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年5月成立)の通称。高齢者や障害のある人、妊産婦等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性や安全性の向上を図るため、旅客施設、鉄道車両、旅客施設周辺地区のバリアフリー化の推進を目的としていたが、平成18年6月に「ハートビル法」と統合され、「バリアフリー新法」となった。	79
広汎性発達障害	「社会性の障害」、「コミュニケーションの障害」、「想像力とそれに基づく行動の障害」などの障害があり、低年齢において発現するもの。自閉症やアスペルガー症候群などを含む。	4

用語	解説	頁
国際生活機能分類 (ICF)	<p>障害に関する国際的な分類としては、これまで、世界保健機関「WHO」が1980年（昭和55年）に「国際疾病分類（ICD）」の補助として発表した「WHO国際障害分類（ICIDH）」が用いられてきたが、WHOでは、2001年（平成13年）5月の第54回総会において、その改訂版として「国際生活機能分類（ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）」）を採択した。ICFは、人間の生活機能と障害について「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの次元及び「環境因子」等の影響を及ぼす因子で構成されている。これまでの「ICIDH」が身体機能の障害による生活機能の障害（社会的不利を分類するという考え方が中心）であったのに対し、ICFはこれらの環境因子という観点を加え、例えば、バリアフリー等の環境を評価できるように構成されている。このような考え方は、今後、障害のある人はもとより、全国民の保健・医療・福祉サービス、社会システムや技術のあり方の方向性を示唆しているものと考えられる。</p>	3、79
コミュニケーション支援	<p>「コミュニケーション」(Communication)とは、複数の人間や動物などが、言葉や文字、体感的なやりとりなど様々な手段によって、意思・感情・思想・情報などを互いに伝えたり、交換することを意味する。</p> <p>「障害者の権利に関する条約」の政府仮訳では、Communicationを「意思疎通」と訳しており、その定義について『「意思疎通」とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む。）をいう。「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。』と翻訳している。</p> <p>地域生活支援事業における「コミュニケーション支援事業」は、聴覚、音声・言語機能、その他の障害のため意思疎通を図ることに障害のある人を対象に、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等を通じた支援が中心となっているが、コミュニケーション支援を必要とする人は視覚障害をはじめ、聴覚、音声・言語機能に障害のある人、知的障害や広汎性発達障害等により自らの意思を表明しづらい人など多岐にわたっており、各種事業の枠組みにとらわれない、障害のある人個々の状況に応じた支援が求められている。</p>	47、76 など
さ 行		
支援費制度	<p>障害のある人自らがサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約を結ぶことにより、サービスを利用する制度。平成15年度から実施されたが、障害者自立支援法に基づき、平成18年度から自立支援給付の制度への段階的な移行が図られている。</p>	3、4

用語	解説	頁
自閉症	原因不明の中枢神経系を含む身体上の障害で、生涯にわたって種々の内容や程度の発達障害を示すもの。言葉の発達の遅れ、対人関係の困難さ、アンバランスな感覚、活動や興味の範囲が狭い、アンバランスな知的機能、変化に対する不安や抵抗などの特徴があげられる。	35、37
社会資源	社会ニーズを充足するために活用できる制度、機関、組織、施設・設備、資金、物品、さらに個人や集団が有する技能、知識、情報などをあわせた総称。	15、39 など
社会適応訓練事業 (職親制度)	回復途上にある精神障害のある人が、一定の期間、協力事業所に通うことにより、人づきあい、仕事に対する持続力、環境適応能力等の向上を図り、自立と社会復帰をめざすための事業。	72、91
授産施設	一般就労が困難な障害のある人が、福祉的就労の場に入所または通所し、自立に必要な指導などを受ける法定職業訓練施設。身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設がある。障害者自立支援法に基づき、平成18年度から新たなサービス事業体系への段階的な移行が図られている。	14、72 など
生涯学習	人が生涯を通じて行う主体的な学習活動。資格取得等の職業的な学習から趣味、社会的な学習まで幅広い範囲の学習が含まれる。	45、48
障害者法定雇用率制度	障害のある人の雇用を促進するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づき、一般の民間企業（従業員数56人以上）や国・地方公共団体（職員数48人以上）などに対して、雇用している労働者総数に占める障害のある人の割合を定め、それ以上の雇用をめざす制度。未達成の事業者には、納付金（罰則金）の支払いや「雇用計画」の作成を義務づけ、場合によっては厚生労働大臣による事業者名の公表などがある。平成18年度から、身体障害や知的障害のある人に加えて、精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳保持者）も各企業の雇用率の算定対象となった。	71、91
小規模（通所）作業所	民間企業で働くことが困難な障害のある人の働く場や活動の場として、障害のある人や家族、ボランティアなどの関係者による共同事業として、地域のなかで生まれ、運営されている法定外の施設。共同作業所、小規模授産所、福祉作業所などの名称でも呼ばれておりさまざまな形態により運営されている。	72、107
職場適応援助者 (ジョブコーチ)	障害のある人の就労を援助するため、仕事の手順を覚えるための支援を行ったり、その後も定期的に職場訪問をして職業生活についての相談、アドバイス等を行う援助者のこと。	72、91



用語	解説	頁
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として交付されるもの。法によるサービス等を受けるためには、手帳の交付を受けていることがその前提となっている。	8、16 など
ストマ	何らかの要因によって、肛門を切除したり、膀胱を摘出する治療を行った場合に、その代わりとなる便や尿の出口（排せつ口）をつくる必要があり、腹部にできた便や尿の出口（排せつ口）のことをストマという。便を排せつする消化管ストマと尿を排せつする尿路ストマがある。	105
生活習慣病	糖尿病、高血圧、高脂血症、痛風など、食生活や運動習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣に関与する病気を総括した呼称。	54
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰・自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を持つ人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳。	4、9など
成年後見制度	判断能力が不十分な成年者（認知症の高齢者、知的障害や精神障害のある人など）を保護・支援するため、代理人などを選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人（任意後見人）を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護などについての代理権を与える任意後見制度がある。	14、59 など
総合的な学習の時間	画一的といわれた学校の授業を変え、①地域や学校、子どもたちの実態に応じ、学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動が行える時間、②国際理解、情報、環境、福祉・健康など従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間として、小・中学校に平成14年度から、高校に平成15年度から設けられた時間のこと。	49
た 行		
注意欠陥多動性障害 (ADHD=Attention-Deficit /Hyperactivity-Disorder)	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の欠陥、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。	4、37 など
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。	13、37

用語	解説	頁
な行		
内部障害	身体障害者福祉法に定める心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、膀胱または直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の総称。	8
ノーマライゼーション (normalization)	高齢者や障害のある人など、社会的に不利な状況にある人を特別視するのではなく、一般社会の中でごく普通の生活がおくれるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマル（普通）だという考え方。	1、3など
は行		
ハートビル法	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。学校、病院、劇場、観覧場など多数の人が利用する特定建築物について、高齢者や身体障害のある人などが円滑に利用できるようにするための努力義務を課した。平成18年6月に「交通バリアフリー法」と統合され、「新バリアフリー法」となった。	79
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。	4、11
バリアフリー (barrier free)	障害のある人などが社会生活をおくるうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。段差等の物理的障壁を取り除くという意味の建築用語からはじまり、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の取り除くという意味で用いられるようになった。	1、4など
バリアフリー新法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年6月21日公布）の通称。鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関を対象とする「交通バリアフリー法」と、商業施設や旅客施設などのバリアフリー化をめざす「ハートビル法」を統合し、高齢者や障害のある人が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的に制定された法律。新バリアフリー法と呼ぶ場合もある。	79、80
ピアカウンセリング (peer counseling)	障害のある人が社会生活をおくるうえで必要とされる心構えや生活能力の向上等に関して、同じ障害をもつ人がカウンセラーとなって自らの経験を踏まえた相談援助活動を行うこと。ピアは「仲間」という意味。	60
福祉的就労	一般事業所への就労が困難な障害のある人が、福祉的な配慮のもとに授産施設や作業所などで工賃収入を得て働くこと。障害者自立支援法の施行により、自立支援給付の障害福祉サービスへの段階的な移行が図られている。	14、39

用語	解説	頁
ボランティア (volunteer)	個人が自発的に決意・選択し、人間の持っている潜在的な能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動そのものや活動している人のこと。自発性（自立性）・無償性（非営利性）・公共性（公益性）・先駆性（開発性）などを特徴とする。ただし、非営利的有償サービスへの参加なども含まれるようになり、より多義的なものとなっている。	11、13 など
や 行		
ユニバーサルデザイン (universal design)	年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、すべての人が利用できるような、常により良いものに改良していこうという考え方。施設や設備などにとどまらず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもある。	40、48 など
要約筆記	聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障害のある人に伝達するもの。	51、75 など
ら 行		
ライフステージ (life stage)	乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、高齢期など、人が生まれてから死に至るまでのさまざまな人生の段階を表す言葉。	1、37 など
療育手帳	知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として交付されるもの。	8、9など
リハビリテーション (rehabilitation)	障害のある人の能力を最大限に発揮して自立を促すための専門的な技術のことをいい、「全人間的復権」をその理念とする。医学的リハビリテーション、教育的リハビリテーション、職業的リハビリテーション、社会的リハビリテーションなどの分野がある。	1、3など

第2次貝塚市障害者計画 第2期貝塚市障害福祉計画

平成21年（2009年）3月

	貝塚市
《編集・発行》	〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号 電話（072）423-2151（代表）

印刷・製本費（紙代等も含む）は、1部あたり410円です。